

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 （企画競争又は公募）	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区	応札・応募者数	
第50回衆議院議員総選挙及び第26回最高裁判所裁判官国民審査における在外投票用紙等の梱包・発送業務（都道府県分）	中岡 敬雄 総務省大臣官房会計課企画官 東京都千代田区霞が関2-1-2	R6.10.2	共同物流（株） 埼玉県越谷市七左町4-301	7010001002137	投票用紙等の重要物資について、納期までの限られた期間の中で、厳重な管理体制の下で梱包のうえ、迅速かつ確実に発送するためには、競争入札によることは時間的に不可能であり、緊急の必要により競争に付することができない場合に当たるものであるため。 会計法第29条の3第4項・予決令第102条の4第3号	1,463,000	1,463,000	100.0%					
第50回衆議院議員総選挙の立候補受付及び投開票に用いる物品の借入れ	中岡 敬雄 総務省大臣官房会計課企画官 東京都千代田区霞が関2-1-2	R6.10.7	エイトレント（株） 東京都品川区北品川5-1-18	6120001061197	衆議院の解散から公示日の立候補受付までの限られた期間の中で、本件の物品調達を競争入札によることは時間的に不可能であり、緊急の必要により競争に付することができない場合に当たるため。 会計法第29条の3第4項・予決令第102条の4第3号	1,079,265	1,079,265	100.0%					
第50回衆議院議員総選挙立候補受付及び開票速報等における複合機の借入れ及び消耗品の購入	中岡 敬雄 総務省大臣官房会計課企画官 東京都千代田区霞が関2-1-2	R6.10.7	リコージャパン（株） 東京都港区芝浦3-4-1 グランパーク タワー町ビル	1010001110829	衆議院の解散から公示日の立候補受付までの限られた期間の中で、本件の物品調達を競争入札によることは時間的に不可能であり、緊急の必要により競争に付することができない場合に当たるため。 会計法第29条の3第4項・予決令第102条の4第3号	4,740,604	4,740,604	100.0%					
第50回衆議院議員総選挙（比例代表）に係る選挙事務所標札等の作成	中岡 敬雄 総務省大臣官房会計課企画官 東京都千代田区霞が関2-1-2	R6.10.7	（株）日本選挙センター 東京都千代田区神田神保町1-34	9010001033320	限られた期間の中で、緻密な工程管理を要する本物資の調達を競争入札によることは時間的に不可能であり、緊急の必要により競争に付することができない場合に当たるため。 会計法第29条の3第4項・予決令第102条の4第3号	12,010,724	12,010,724	100.0%					
第50回衆議院議員総選挙における音声CDの調達	中岡 敬雄 総務省大臣官房会計課企画官 東京都千代田区霞が関2-1-2	R6.10.8	高速録音（株） 東京都文京区本郷1-20-9	6010001002559	衆議院議員総選挙において各都道府県選挙管理委員会を通じて視覚障害者への投票方法の周知等に使用するため、選挙日程確定から公示日前までの短期間に作成し、各都道府県選挙管理委員会へ送付しなければならず、一般競争を実施することができないため（緊急性があるため）。 会計法第29条の3第4項・予決令第102条の4第3号	6,108,938	6,108,938	100.0%					
第50回衆議院議員総選挙啓発のための点字パンフレット	中岡 敬雄 総務省大臣官房会計課企画官 東京都千代田区霞が関2-1-2	R6.10.8	社会福祉法人東京ヘレン・ケラー協会 東京都新宿区大久保3-14-20	8011105000975	衆議院議員総選挙において各都道府県選挙管理委員会を通じて視覚障害者への投票方法の周知等に使用するため、選挙日程決定から公示日前までの短期間に作成し、各都道府県選挙管理委員会へ送付しなければならず、一般競争ができない緊急性がある。 会計法第29条の3第4項・予決令第102条の4第3号	7,459,966	7,459,966	100.0%					
選挙公報掲載文の写し	中岡 敬雄 総務省大臣官房会計課企画官 東京都千代田区霞が関2-1-2	R6.10.11	（株）三州社 東京都港区芝大門1-1-21	5010401011375	選挙公報掲載文の写しを送付することは法令に定められており、交付が遅れることは選挙無効の原因ともなりうるが、法令の規定により、発注が可能となる日から納品までが3日間という限られた時間しかなく、一般競争入札を行う時間的余裕がないため、随意契約で行う。 会計法第29条の3第4項・予決令第102条の4第3号	11,132,000	11,132,000	100.0%					
令和6年度短波監視施設集中センタ局等の更改整備等	中岡 敬雄 総務省大臣官房会計課企画官 東京都千代田区霞が関2-1-2	R6.10.21	三菱電機（株） 東京都千代田区丸の内2-7-3	4010001008772	本件は、総務省の短波監視施設の一部を更改するものである。更改にあたっては、現行システムと相互接続可能な試験環境を準備し、現行システムの環境設定変更や動作検証を行うとともに、実際の連接作業、連接作業の切り戻し（やり直し）など一連作業を実行することが必須となる。このため、現行システムを構築した三菱電機株式会社以外から調達した場合には、短波監視施設全体の運用に著しい支障が生じるおそれがあることから、同社と随意契約を行うものである。 会計法第29条の3第4項・予決令第102条の4第3号	962,547,300	962,547,300	100.0%					
令和6年度「APT大臣級会合2025」開催支援業務の請負	中岡 敬雄 総務省大臣官房会計課企画官 東京都千代田区霞が関2-1-2	R6.10.10	日本コンベンションサービス（株） 東京都千代田区霞が関1-4-2	2010001033161	本件は、APT大臣級会合2025に係る開催支援業務を行うことを目的としている。同会合を円滑に運営するためには、大規模な国際会議の運営・準備に関する高度な技術、知識又は設備等が必要であり、契約の性質及び目的が価格のみによる競争を許さないため、公募に基づく企画競争の結果選定された者と随意契約を行うもの。 会計法第29条の3第4項・予決令第102条の4第3号	19,780,475	19,780,475	100.0%					
「信書の送達に関する制度周知用ポスター・チラシ」のデザインの製版作製	中岡 敬雄 総務省大臣官房会計課企画官 東京都千代田区霞が関2-1-2	R6.10.17	（株）ティラノ 東京都文京区本郷1丁目13番2号	4010001063900	デザイン、レイアウト等 本ポスター・チラシの趣旨に最もふさわしいものを選考する必要があり、価格競争にはなじまないため、公募に基づく企画競争を実施し、選定した業者と契約したものの。 会計法第29条の3第4項・予決令第102条の4第3号	1,298,000	1,298,000	100.0%					

選挙啓発動画の制作に係る総合企画の実施の請負	中岡 敬雄 総務省大臣官房会計課企画官 東京都千代田区霞が関2-1-2	R6.10.25	(株)ディー・エル・イー 東京都千代田区麹町3丁目3番地4	6010001084845	本件は、小学校高学年を中心とした若年層が政治への参加や投票することの大切さについて学ぶことを目的に、選挙啓発動画を制作し、各選管等に活用してもらうことにより、地域における主権者教育の活性化を図るものであり、より効果的な企画力・表現力を有することや、設定したターゲットに対して的確な媒体展開が可能なこと等の要件が必要であることから、企画競争で選定した事業者と契約するもの。 会計法第29条の3第4項・予決令第102条の4第3号	9,000,000	9,000,000	100.0%							
地方税電子申告サービスに係る総合行政ネットワークの利用	中岡 敬雄 総務省大臣官房会計課企画官 東京都千代田区霞が関2-1-2	R6.10.1	地方公共団体情報システム機構 東京都千代田区一番町25	3010005022218	行政専用のネットワークであるL G W A N（総合行政ネットワーク）は、都道府県協議会の決定により地方公共団体情報システム機構が運営主体とされており、L G W A Nを使用してサービスを提供するシステムについては当該法人と接続契約を行う必要がある。 会計法第29条の3第4項・予決令第102条の4第3号	4,298,764	4,298,764	100.0%							
苦情・相談受付システムにかかる総務省LANのGSSネットワーク移行に伴う作業の請負	中岡 敬雄 総務省大臣官房会計課企画官 東京都千代田区霞が関2-1-2	R6.10.28	バシフィックシステム（株） 東京都港区台場2-3-5	4030001034271	本件請負については、作業時において稼働している苦情・相談受付システムに影響を与えた場合、総務省電気通信消費者相談センター及び地方総合通信局等における苦情・相談対応業務に支障を来すこととなる。このため、当該システム行システムと連携する総務省LANシステムやガバメントクラウドとの接続部分等について熟知していることが必要であり、公募により、請負契約の履行にかかる要件を満たした者と契約した。 会計法第29条の3第4項・予決令第102条の4第3号	3,850,000	3,850,000	100.0%							
GSS移行に係る総務省LAN複合機のネットワーク設定変更	中岡 敬雄 総務省大臣官房会計課企画官 東京都千代田区霞が関2-1-2	R6.10.28	富士フイルムビジネスインベーションジャパン株式会社 東京都江東区豊洲2丁目2番1号	1011101015050	本件はGSS移行にあたり、現在総務省LANに接続している複合機をGSSネットワークに接続できるよう設定変更するものであり、総務省LAN複合機の現在の設定・仕様を十分に把握している現行事業者以外に行うことはできないものである。 会計法第29条の3第4項・予決令第102条の4第3号	25,269,420	25,269,420	100.0%							
GSS移行に係る総務省LAN複合機のネットワーク設定変更（地方拠点分）	中岡 敬雄 総務省大臣官房会計課企画官 東京都千代田区霞が関2-1-2	R6.10.28	リコージャパン（株） 東京都港区芝浦3-4-1 グランパークタワー田町	1010001110829	本件はGSS移行に当たり、総務省LANに接続している複合機をGSSネットワークに接続できるよう設定変更するものであり、総務省LAN複合機の現在の設定・使用を十分に把握している現行事業者以外に行うものはできないものである。 会計法第29条の3第4項・予決令第102条の4第3号	75,449,000	75,449,000	100.0%							
第50回衆議院議員総選挙政見放送用フィルターフィルム等の制作及びプリントの請負	中岡 敬雄 総務省大臣官房会計課企画官 東京都千代田区霞が関2-1-2	R6.10.2	(株)日テレアックスオン 東京都港区東新橋1-6-1	8010001033445	衆議院の解散から公示日までの限られた期間の中で、当該請負を競争入札によることは時間的に不可能であり、会計法第29条の3第4項の「緊急の必要により競争に付することができない。」に該当する。 会計法第29条の3第4項・予決令第102条の4第3号	4,404,400	4,404,400	100.0%							
政見放送に係る手話通訳士に対する補助業務等の委託	中岡 敬雄 総務省大臣官房会計課企画官 東京都千代田区霞が関2-1-2	R6.10.8	(一社)日本手話通訳士協会 東京都文京区関口1-7-5	9010005014003	政見放送に係る手話通訳士に対する補助業務等の委託については、政見放送の申込期間及び収録予定日が定まってから、当該申込期間までに行う体制を整えておく必要があり、そのような短期間において、競争入札によることは不可能であることから、緊急に契約を行う必要があって競争に付する暇がない場合に該当するもの。 会計法第29条の3第4項・予決令第102条の4第3号	2,692,800	2,692,800	100.0%							
第50回衆議院議員総選挙啓発のための船舶ファクシミリ放送等実施の請負	中岡 敬雄 総務省大臣官房会計課企画官 東京都千代田区霞が関2-1-2	R6.10.7	(一社)共同通信社 東京都港区東新橋1-7-1	4010405008740	衆議院の解散に伴う衆議院議員総選挙において船舶に乗船している船員に対し、投票日、投票方法等を周知する必要があるため、解散から公示日前までの短期間に作成しなければならず、一般競争を実施することができないため（緊急性があるため）。 会計法第29条の3第4項・予決令第102条の4第3号	1,078,000	1,078,000	100.0%							
第50回衆議院議員総選挙及び第26回最高裁判所裁判官国民審査における投・開票速報オンラインシステムの運用支援及び保守業務の請負	中岡 敬雄 総務省大臣官房会計課企画官 東京都千代田区霞が関2-1-2	R6.10.3	東芝デジタルソリューションズ 神奈川県川崎市幸区堀川町72番地34	7010401052137	本件は、選挙期日の判明後直ちに運用支援を開始する必要があるため、公示日までの限られた期間の中で、競争入札によることは時間的に不可能であり、緊急の必要により競争に付することができない場合に当たるものであるため。 会計法第29条の3第4項・予決令第102条の4第3号	192,987,555	192,987,555	100.0%							
第50回衆議院議員総選挙啓発総合企画の実施の請負	中岡 敬雄 総務省大臣官房会計課企画官 東京都千代田区霞が関2-1-2	R6.10.9	(株)オリコム 東京都港区新橋1-11-7	1010401006924	衆議院の解散から公示日までの限られた期間の中で、本件を競争入札によることは時間的に不可能であり、会計法第29条の3第4項の「緊急の必要により競争に付することができない。」に該当する。 会計法第29条の3第4項・予決令第102条の4第3号	298,807,750	298,807,750	100.0%							

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。

（注）必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。